

いじめ防止基本方針



下関市立吉見中学校

平成30年 改定

はじめに

本校は、学年1クラスもしくは2クラスの小規模校である。吉見小・吉母小・蓋井小の3校から入学してくるものの、生徒数は年々減少しつつある。学校環境は閑静で、生徒は素直で明るく、保護者の教育への関心は高く、協力的である。しかし少人数であるが故に、集団内における立場や役割が固定化しがちなことや、人間関係が一度くずれると修復することが難しいなどの面もあり、それがいじめの要因となる可能性もある。

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

いじめからすべての子供を救い、心豊かで安心・安全な社会をつくることは、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題であることから、平成25年9月、「いじめ防止対策推進法」が施行され、10月には国の「いじめ防止基本方針」が策定された。

本市においては、「15歳の心の教育と学力保障」を掲げ、特に、児童生徒が着実に学力を向上させるとともに、豊かな人間性と社会性を育む心の教育を推進している。この「心の教育」と「学力保障」の両輪は、子供達一人ひとりの生きる力の基盤をなすものであり、命を大切にし、他人を思いやり、自ら考え判断し行動していこうとする力の育成は、いじめの防止等において最も重要である。今後はさらに、コミュニティ・スクールの仕組みを生かし、学校、家庭、地域が一体となって取り組んでいくことが必要である。

以上のことを踏まえ、本校としてのいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、ここに対策の基本となる事項を定めるものである。

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの定義

いじめとは、当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）によって、心身の苦痛を感じているものをいう。

（「いじめ防止対策推進法」第2条第1項要約）

※いじめの認知にあたっては、特定の教職員のみによることなく、学校いじめ対策組織が中心となっていじめに該当するか否かを判断することとし、けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

また、「心理的または物理的な影響を与える行為」とは、

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句を言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ぶつかられたり、暴力をふるわれたりする（遊ぶ振りを含める）
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられる
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗・中傷や嫌なことをされる 等

(2) いじめの禁止

児童生徒は、いじめを行ってはならない。（「いじめ防止対策推進法」第4条）

(3) 求められる責務

◆学校及び教職員の責務（法第8条より）

保護者、地域住民、関係機関等との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合には、適切かつ迅速に対処する責務がある。

◆保護者の責務等（法第9条より）

子供がいじめを行うことのないよう指導するとともに、学校や教育委員会が講ずるいじめの防止等のための措置に協力する。また、子供がいじめを受けた場合には、適切に子供を保護する責務がある。

(4) 基本的な認識

◆いじめは、「人間として絶対に許されない、人権にかかわる重大な問題」である。

- ・「いじめは許されない」、「いじめる側が悪い」という毅然とした姿勢を示す。
- ・いじめは子供の成長にとって必要な場合もあるという考えは、絶対に認められない。

◆いじめは「学校、家、庭、地域の教育力が問われる問題」である。

- ・大人の何気ない言動や不適切な対応が、子供を傷つけたり、他の子供によるいじめを助長してしまったりすることもあり得る。
- ・大人が日頃から毅然とした態度、個性や差異を尊重する姿勢を示すことが大切である。

◆いじめは、「どの学校でも、どの子にも起こりうる問題」である。

- ・いじめは、同じ学級で仲のよい友達同士の間でも起こり得る。また、誰もが「いじめる側」にも、「いじめられる側」にもなり得る。

◆いじめは、「発見が難しい問題」である。

- ・いじめは、人が見ていないところで起こりやすい。一見すると遊んでいるようにも見えることもある。（いじめとふざけ合いが区別しにくい。）
- ・被害者は、誰にも打ち明けることができず、その悩みや苦しさを一人で抱え込んでいる場合が多い。

◆いじめは、「学校、家庭、地域、関係機関が連携して取り組むべき問題」である。

- ・子供の様子をいち早くキャッチした者が、その子供を取り巻く全ての関係者と連携して、それぞれの立場から解決に向けた責務を果たす必要がある。

(5) いじめの分類

いじめの認知力を向上させ、早期発見につなげるため、いじめを次の3つのレベルに分類する。

【レベル1】 日常衝突としてのいじめ

日常の衝突の中で、定義に照らし、いじめと認知すべきもの。

【レベル2】 教育課題としてのいじめ

日常の衝突を超えた段階までエスカレートしたもので、学校として個別の生徒指導体制を構築し、組織的な対応をとる必要のあるもの。

【レベル3】 重大事態及び重大事態につながりかねないいじめ

法に定める「重大事態」に該当する、または「重大事態」にいたる可能性のあるもの。

(6) 基本的な姿勢

学校として

- ・教育活動全体を通じて、児童生徒一人ひとりが、心豊かに、安心して生活できる学校・学級づくりを行う。
- ・児童生徒にしっかりと寄り添い、一人ひとりの状況を把握するとともに、児童生徒が安心して悩みや不安を相談できる信頼関係を構築する。
- ・保護者や地域住民等といじめの防止等に係る情報を共有し、未然防止や早期解決に向け、連携して対応できる態勢を整える。

保護者として

- ・どの子供も、いじめの加害者にも被害者にもなりうることを認識し、いじめを行うことのないよう、規範意識や人権意識等を高める指導を行う。また、日頃から、いじめ被害等の悩みがある場合は、周囲の大人に相談するよう働きかける。
- ・学校や地域の子供とかかわりのある人々と、いじめの防止等に関する情報交換を行うとともに、根絶を目指して互いに補完しあい、協働して取り組む。
- ・いじめを発見したり、いじめのおそれがあると思われたりする時は、速やかに学校等に通報または相談する。

子供として

- ・社会や学校の集団の一員としての自覚をもち、お互いのよさや違いを認め合い、自らが主体的にいじめのない風土づくりに努める。
- ・周囲にいじめがあると思われる時は、当事者に声をかけ、周囲の人に積極的に相談する。

地域社会として

- ・「地域の子供は、地域で育てる」ことを目指し、すべての子供が健全に成長するよう、相互に連携していじめの根絶を図る。
- ・いじめの兆候等が感じられる時は、関係する保護者や学校、関係機関等に積極的に情報提供するとともに、連携していじめの防止等に努める。

(6) 基本的な対応

『未然防止・早期発見・早期対応』

未然防止

- ・子供の発達段階に応じて、様々な人とかかわり合う生活体験や学習活動等を通じて、心の通い合う人間関係を構築する能力を醸成する。併せて、豊かな情操や道徳心、社会性を育み、障害への理解や人権感覚を高める。
 - ア 道徳教育の推進・・・規範意識の醸成
 - イ 体験活動の充実・・・豊かな心の育成
 - ウ 人権教育の推進・・・弱者の思いや障害への理解・人権感覚の育成
- ・学校は、児童生徒や保護者との信頼関係を基盤として、いじめを絶対に許さない風土をつくる。→指示的風土づくり

早期発見

- ・日常の生活の様子や人間関係の変化を見守る体制づくり→報告・連絡・相談
 - ア 生活調査の実施
 - イ 相談体制の充実とスクールカウンセラーの活用
 - ウ 生活の記録の活用
 - エ 授業中の観察

- オ 教室移動や休み時間の生徒の様子の見守り
- ・学校、家庭、地域が一体となって、子供たち一人ひとりに寄り添い、かかわる中で、子供が発するサインを見逃さない。
- ア 登下校時の見守り活動
- ・学校だけでなく、教育委員会や関係機関等の相談機能を高め、子供たちが不安や悩みを気軽に相談できる体制を整備する。
- ※ 相談機関の周知・活用→パンフレットと各種通信を活用する。
- 児童相談所・ヤングテレホン・人権SOSミニレター等の紹介
- ・単なる友人間のトラブルと見える場合も、いじめの視点で捉え直す。

早期対応

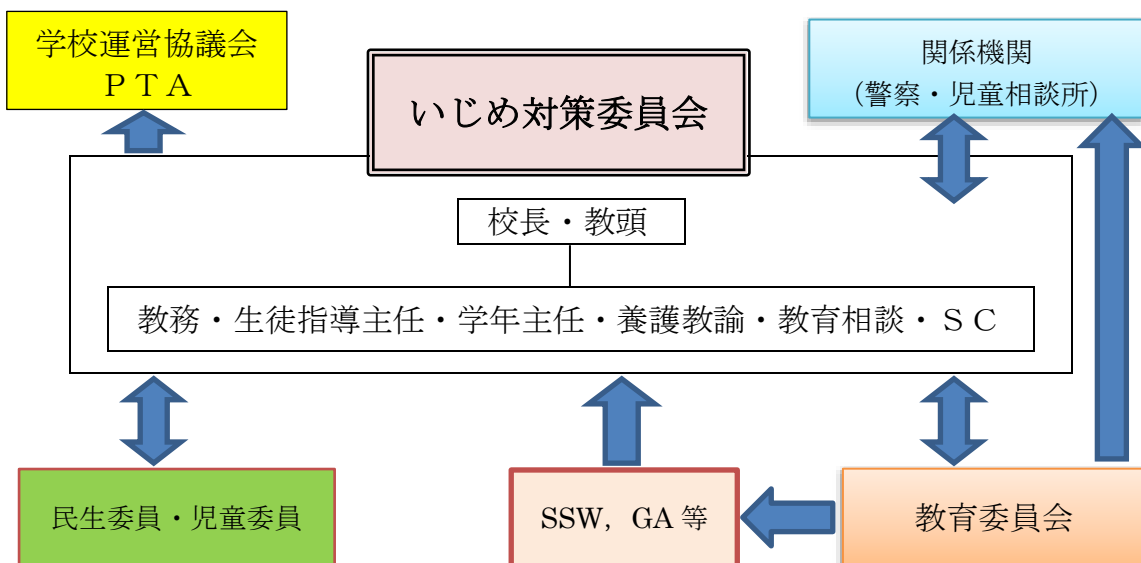
- ・いじめを認知した（疑わしい場合も含む）場合は、速やかに管理職への報告と情報共有を行い、組織的に対応する。併せて、保護者の理解、協力を得ながら早期解決を目指す。
- ・いじめられている児童生徒に対しては、「絶対に守る」という学校の姿勢を示し、心のケアと安全確保に努める。また、いじめたとされる児童生徒に対しては、事情を確認した上で適切な指導を行う。

- ※ いじめの未然防止・解決に向けて、平素から家庭、地域、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局、人権擁護委員協議会等）との連携を密にし、早期の相談やケース会議等を行う。

2 いじめ防止のための具体的な取組

(1) いじめ対策のための組織「いじめ対策委員会」の設置

- ・いじめ基本方針に基づく実効的な年間計画の作成、実施、検証、評価等を行う。
- ・相談・通報窓口、情報収集・共有・対応等の中核となる。
- ・構成員は、校長・教頭・教務・生徒指導主任・学年主任・養護教諭・教育相談・S Cとする。



- ・委員会の協議内容
 - ① いじめ基本方針の策定および見直し（さまざまな取組をいじめ防止の観点から捉え直す）
 - ② いじめ未然防止の取組が計画通りに進んでいるかの確認
 - ③ 日常の観察や生活アンケートからの情報収集
 - ④ 教育相談活動のあり方についての協議
 - ⑤ 個別事案の対応方針の決定
 - ・委員会の開催日
 - ① 定期開催→毎月はじめに生徒指導部会と兼ねて行う。
 - ② 臨時開催→必要が生じたときに臨時に行う。
- ※①②にかかわらず、必要に応じて関係機関やSC、SSW、GA等に委員会への参加を依頼する。

（２）未然防止に向けた取組

① 「下関市いのちの日」の取組

- ・趣旨 毎年、4月13日を「下関市いのちの日」とし、全教職員が「命の尊厳」について子供たちと共に考える。
- ・内容 教職員で黙祷を捧げ、「いのち」をテーマとして、全校集会での講話や道徳授業、生徒会による「いのちを考える会」、講師を招いての「命の教室」などの取組を行う。

②豊かな人間性と人権意識の育成

ア 道徳教育

道徳指導全体計画による取組を確実に実施する。特に、年間35時間の道徳の授業を確実に実施する。また、各教科の年間計画の中に、道徳の関連のある内容項目を位置づけて実施する。

イ 人権教育

人権教育については、学校全体を通して計画的に取り組む。特に障害に対する理解や弱者の気持ちを理解することは、いじめの未然防止につながるものである。

ウ 体験活動

他者の思いを大切にするなどの思いやりの心を醸成するためには、社会性を育み、人間関係や生活体験を豊かなものとする異年齢集団活動やボランティア活動、職場体験活動等を、効果的・計画的に実施する。

エ 部活動での好ましい人間関係づくり

自主性を重んじ、同好の生徒によって行われる部活動は、生徒同士が互いに協力し合って友情を深め、好ましい人間関係を育むなど、教育的な価値も大きい。

顧問の指導の下、生徒の能力や適性、興味・関心等に応じて、自ら課題を見つけ、主体的に判断し、課題を解決するなどの自己指導能力を育成する。

③いじめを許さない学校・学級づくり

- ・生徒に、どんな行為がいじめにあたるか理解させ、学校、学級内に、いじめの行為のみならず、周りではやし立てたり、傍観したりする行為も同様に許さない環境・風土をつくる。
- ・加害行為の抑止につながるよう、「いじめは許さない」、「いじめる側が悪い」という毅然とした対応をする。
- ・常に環境整備を心がけ、校舎内の落書きや掲示物の乱れがないよう気を配る。

④生徒の主体的な活動の充実

- ・生徒会活動、学校行事など、生徒が主体的に活動する場を工夫し、いじめの防止等について主体的に取り組んでいこうとする態度を養う。

⑤日常的な実態把握・かかわり

- ・生徒に寄り添い、授業や休み時間、給食、清掃活動などを含め、常に子供とかかわり、信頼関係を築く。

⑥保護者や地域住民との信頼関係の構築

- ・学校だよりや「きらめきネットコム」、学校運営協議会等で、学校生活の様子を家庭や地域に伝えるとともに、家庭や地域での様子も把握し、保護者や地域住民との信頼関係を築く。

⑦中学校区での取組

- ・中学校区の小・中学校で9年間を見通し、生活・学習規律の一貫した指導を行うことにより規範意識を育む。
- ・中学校区の小・中学校でいじめの定義の共有化、未然防止策、発生時の対応等について、教職員で共通理解する。
- ・小中連携、小小連携を組織的に取り組み、学年・学級づくりを中心とする「心の居場所づくり」「絆づくり」を小・中学校全職員が協働して取り組む体制をつくる。

(3) 早期発見のための対策

① 日常的な行動のきめ細かな観察

- ・「いじり」や「からかい」は、受けた側が苦痛を感じれば「いじめ」であるという認識をもち、行き過ぎた「いじり」には、その都度教職員が適切な対応及び指導を行う。

② 生活ノートや日記等からの情報収集

③生活調査の実施と活用

生活調査は、毎週木曜日に実施する。回収したアンケートは担任が目を通した後、生徒指導主任が確認する。気になる情報があればすぐに情報を共有し、対策をとる。（※ 生活調査は、1年間保管する。）

小規模校なので、情報は全教員で共有する。そのため、毎朝の生徒指導の報告とともに、Tダイアリーに記録をし、以後の指導に役立てる。

④教育相談の充実

教育相談計画による取組を確実に実施する。

ア 年3回の定期教育相談の実施

イ いつでも、どこでも、だれでも教育相談

ウ スクールカウンセラーの来校日の周知と活用

エ 「加害生徒」になる心配のある生徒に対する支援

※ 必要に応じて「個別の指導計画」を作成する。→いじめ対策委員会で協議

⑤いじめ防止の啓発活動

ア 生徒会活動による「いじめ撲滅」に向けた取組

生徒会が中心となって、スローガンの決定や横断幕を作成する等の取組を計画、実施する。

イ 保護者や地域を対象とした研修会等の実施

いじめ問題についての研修会や講演会、懇談会を実施する。

吉見地区健全育成協議会主催の、「地域を明るくする運動推進大会」での実施

吉見中コミュニティ・スクールとの連携

P T A活動としての取組

ウ 学校便りやP T A広報誌他、各種通信による情報発信

各種の通信に「いじめの防止」についての内容を、掲載する。

⑥教職員の研修

いじめ防止と発見時の対応についての教職員研修を計画的に実施する。

特に近年、社会問題となっているラインやネットいじめ等に関する研修会を開催し、情報モラルに関する知識や対応について研修する。

- ・教職員や保護者等がネットいじめの現状を認識し、効果的な予防や対処ができるようにするため、やまぐち総合教育支援センター（ネットアドバイザー）や山口県警察本部サイバー犯罪対策室等との連携を深め、研修会等を開催する。
- ・事案の状況に応じて、速やかに警察等と対策チームを編成し、被害の拡大防止と再発防止に取り組む。

(4) 解決に向けた取組

① 初期対応 ※ 問題行動等対応マニュアル「いじめ対応：初期対応、初期・中期対応」参照

ア いじめ発覚直後

- ・管理職や生徒指導主任、学年主任等へ報告し、情報を共有する。
(分かっている範囲で、事実のみを速やかに報告する)

イ 対応チームの結成

- ・管理職が情報を確認し、今後の対応の協議、役割分担等を行う。

ウ 関係児童生徒への聞き取り

- ・関係する個々の生徒の思いをしっかりと受け止めながら、いじめの詳細について聞き取りを行う。

被害生徒

- ・信頼関係がある教職員が、個別に別室で聞き取りを行う。
- ・「報復を恐れて真実を語れない」ということがないように、「いじめは絶対許されない」、「教職員が全力で安全を守る」ことをしっかりと伝える。

加害生徒

- ・いじめの具体的な行為（冷やかす、仲間はずしなど）を確認する。
- ・いじめの認識がない場合もあるので、いじめられている側のつらさを伝えながら、丁寧に聞き取りを行う。
- ・聞き取りが長時間に及ばないように、また、水分補給や用便など健康面にも十分配慮する。

周囲の生徒

- ・情報提供者が分からないよう万全の配慮をすることを伝え、具体的な事実（いつ、誰が、どこで、どのようなことがあったのか）を聞き取る。

エ いじめ防止対策委員会の招集

- ・校長は「いじめ対策委員会」を招集し、聞き取った内容（不明確なことがあれば再度聞き取り）をもとに、以下のことを協議する。
 - a 被害生徒とその保護者への対応
 - b 加害生徒とその保護者への対応
 - c 他の生徒及び保護者への対応
 - d 関係機関等への支援要請（必要に応じて）
 - e 別室指導や出席停止等の措置の検討（必要に応じて）

オ 対応上の留意点

a 被害生徒とその保護者への対応

被害児童生徒〈共感的理解に基づく指導・支援〉

- ・本人の不安（疎外感・孤独感等）の払拭に努め、教職員が全力で支えることを約束する。
- ・今後の対応について、本人と相談して決定する。
- ・「いじめに負けるな」などの叱咤激励は厳に慎む。
- ・本人、保護者の了解のもと、スクールカウンセラー等による心のケアを行う。

被害生徒の保護者〈家庭訪問による対応〉

- ・管理職等、複数の教員で家庭訪問を行う。
- ・学校管理下で起こったことへの謝罪を行うとともに、いじめの概要を説明する。
- ・学校の対応方針等を説明するとともに、保護者の思いや考えをしっかりと聞き取り、連携して対応する。

b 加害生徒とその保護者への対応

加害生徒〈再発防止に向けた指導、謝罪に向けての話し合い〉

- ・叱責や説諭等のみにとどまらず、振り返りを十分に行い、自己の問題点に気付かせ、しっかり反省させる。
- ・今後の被害生徒との関係をどうするのか、改善すべき言動等について話し合い、加害生徒への成長支援につながる指導を行う。
- ・生育歴や人間関係等、背景の理解に努め、加害生徒の気持ちも理解しながら指導する。
- ・被害生徒に対して、謝罪の気持ちをもてるよう、粘り強く指導する。

加害生徒の保護者〈家庭訪問または来校による対応〉

- ・管理職を含めた複数の教員で対応する。
- ・加害生徒が複数いる場合は、不公平感を抱かれないよう配慮する。
- ・保護者の心情を共感的に理解しながら、今後の当該生徒の指導や支援について、共に考える。（加害生徒への非難は避ける）
- ・学校の指導や支援について説明する。
- ・被害生徒への謝罪等を相談する。

c 他の生徒及び保護者への対応

他の生徒

- ・「いじめは絶対に許さない」という姿勢を示し、学校・学年・学級全体の問題としてとらえさせ、学校生活を送る上で安心感を与えるように努める。
- ・「観衆や傍観者もいじめに加わっていることと同じである。」と認識させる。
- ・被害生徒に対する配慮について指導する。
- ・加害生徒への二次的ないじめ被害が起こらないように努める。

他の保護者

- ・重大事態の場合、加害・被害生徒及び関係保護者の理解のもと、臨時の保護者会等を開催して、状況を説明する。
- ・加害生徒やその保護者を責めるのではなく、学校・学年・学級全体の問題として報告する。

d 関係機関等への支援要請（必要に応じて）

- ・学校だけで抱え込むのではなく、教育委員会へ速やかに報告するとともに、状況に応じて児童相談所や警察、山口県ふれあい教育センター等の関係機関に支援を要請する。
- ・生徒の生命や身体の安全が脅かされているようないじめ事案は、直ちに警察と連携し、いじめられている児童生徒の安全確保のための必要な措置を行う。

e 別室指導や出席停止等の措置の検討（必要に応じて）

- ・別室指導を行う際は、その期間や指導内容について検討しておく。
- ・出席停止等の措置が必要と考えられる場合は、速やかに教育委員会に相談する。

② 中期・長期対応 ※ 問題等行動対応マニュアル「いじめ対応：中期・長期対応」参照

ア 当該生徒の見守りと継続的な指導

- ・表面上は解決したように見えても、より見えにくい形でいじめが潜行する可能性があることから、当該生徒のきめ細かな見守りや教育相談を継続して行う。
- ・当該生徒の保護者に、事後の学校生活の様子等について連絡するとともに、家庭での様子も聞き取り、指導に生かすようにする。

イ 対応上の課題分析と指導体制の強化

- ・発生したいじめ事案を分析し、課題を明らかにして、再発防止に向けて指導体制を強化する。

ウ いじめ防止基本方針の見直し・改善

- ・いじめの問題への取組について、適正に評価し、いじめ防止基本方針の見直しを行う。

エ 進級・進学に伴う引継

- ・進級や進学の際は、いじめ事案に関しても適切な引き継ぎを行う。

オ 学校運営協議会への報告と支援要請

- ・学校運営協議会で、学校の対応を説明するとともに、学校や家庭、地域での取組について意見を求め、支援を要請する。

カ 関係機関等と連携した対応

- ・必要に応じて、再発防止に向けて、関係機関等と連携した継続的な対応を行う。

(5) インターネットや携帯電話を利用したいじめ（ネットいじめ）への対応

① 未然防止

ア 情報モラル教育の充実

- ・ネット上の不適切な書き込みは、瞬時に広範囲に広がっていく。児童生徒に対して、ネット上への不適切な書き込みを行わせないため、情報モラル教育を計画的・系統的に実施する。

イ 児童生徒の主体的な活動

- ・児童生徒の主体的な活動の機会を確保し、未然防止に向けた取組を推進する。中学校生徒会においては、「ネットトラブル根絶指針」（平成28年度下関・長府・小串警察署管内少年サミットにて採択）の下、全ての中学校が積極的に取組を推進する。

ウ 家庭・地域への啓発活動

- ・保護者会や学校運営協議会等を通じて、下関市「児童生徒の携帯電話等の利用に関する指針」を周知するとともに、ネットいじめの危険性やネット上の不適切な書き込み等に関する啓発と対策の取組を推進する。

② 初期対応

- ・インターネット上のコミュニティサイト（掲示板や無料通話アプリ等）への書き込み内容、メール文などを確認するとともに、実際に印刷や写真撮影をするなどして記録しておく。教育委員会にも速やかに報告する。

③ 被害拡大の防止

- ・掲示板管理者への削除依頼を行う。
- ・関係保護者の了解のもと、児童生徒の携帯電話やパソコンを閲覧し、不適切な書き込みの削除を確実にを行う。

④ 関係機関との連携

- ・必要に応じて、やまぐち総合教育支援センターのネットアドバイザーに相談する。
- ・なりすまし等の悪質な事案については、警察と連携し、早期解決を図る。

(6) いじめの解消について

いじめは単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが解消している状態とは少なくとも次に2つの要件が満たされている必要がある。

- ・いじめに係る行為が相当の期間継続して止んでいること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。
- ・被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。心身の苦痛を感じていないかどうかについては、被害児童生徒及びその保護者に対し、面談等により確認することで判断する。

3 重大事態への対応

いじめの重大事態については、本基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(平成29年3月文部科学省)」により適切に対応する。

【重大事態とは】

- ① いじめにより児童生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき(法第28条第1項第1号)

※「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」とは

- ア. 児童生徒が自殺を企図した場合
- イ. 身体に重大な障害を負った場合
- ウ. 金品等に重大な被害を被った場合
- エ. 精神性の疾患を発症した場合 等

- ② いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき(法第28条第1項第2号)

※「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」とは

年間30日(不登校の定義)を目安とするが、一定期間連続して欠席しているような場合等は、学校または市教委が該当の可否を判断する。

- ・ 重大事態への対処に当たっては、いじめを受けた児童生徒や保護者の申立てがあったときは、適切かつ真摯に対応する。(法案に対する附帯決議の5)

- (1) 教育委員会は、いじめの報告を受けた場合、重大事態として対応するかどうかを協議・判断する。

※「重大事態である」と判断した場合、以下のように対処する。

- (2) 教育委員会は、市長に重大事態の発生を報告する。

- (3) 教育委員会は、調査の主体を、教育委員会、学校のいずれにするか決定する。

- ・ 学校主体の調査では、重大事態への対処が困難であると判断する場合や学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合は、教育委員会に調査組織を置く。
- ・ 教育委員会は、学校を主体とする調査の場合も、適切に指導を行うとともに、学校の調査組織にGAやCA、SSW等を派遣するなど、必要な支援を行う。

- (4) 調査組織による調査を実施する。

- ・ 調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生を防止するために行うものである。このため、いじめの事実関係を明確にする調査が必要である。
- ・ いじめられた児童生徒や保護者に、予め、調査方法や調査内容について相談し、了解を得て行う。
- ・ いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることに、最大限の配慮をする。
- ・ 調査前に、「得られたアンケート結果は、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合がある」ことを、調査対象の児童生徒や保護者に説明しておく。

※「**事実関係を明確にする調査**」とは

「いつ、誰から行われ、どのような態様であったか」、「いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか」、「学校・教職員がどのように対応したか」等を明確にすることである。

(5) 教育長に調査結果を報告する。

(6) いじめを受けた児童生徒やその保護者に、情報を提供する。

・調査により明らかになった事実関係について、情報を適切にいじめを受けた児童生徒及びその保護者に提供する。(適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい)

(7) 教育長は調査結果を受け、必要な措置を講じる。

・教育長は、調査結果を踏まえ、重大事態への対処と再発防止の対策を講じる。

(8) 調査結果を市長に報告する。